## 尼崎市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和2年1月27日 午後4時4分~午後5時13分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等 教 育 長 松本 틸 教育長職務代理者 濱 田 英 世 委 員 仲 島 正教 委 員 礒 田 雅司 委 員 德 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長 白 畑 優 教 育 次 長 北 垣 裕 之 事務局参与 能島裕介 管 理 部 長 梅山耕一郎 施設担当部長 橋本謙二 学校教育部長 平山直樹 学校教育部次長 宮 原 久 弥 社会教育部長 安田博之 企画管理課長 章 仁 中島 努 職員課 長 竹原 東 いじめ防止生徒指導担当課長 政 信

## 日程第1 議事録の承認

## 日程第2 議事

- (1) 議案第1号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第2号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第3号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について
- (4) 議案第4号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定について

## 日程第3 協議・報告

(1) いじめの重大事態について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時4分、教育長は開会を宣した。

松本教育長本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第1号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び「議案第2号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に

該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 よって、「議案第1号」及び「議案第2号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に

該当するため、公開しないことと決しました。

また、日程第3「協議・報告」の「いじめの重大事態について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えます

が、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 よって、「いじめの重大事態について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すな わち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該

当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と

委員協議」の後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告

を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 12月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますと

おりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。12月定例会及び臨時会の

議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

次に、日程第2「議事」の「議案第3号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」及び「議案第4号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定について」は内容が一連のものである。

であるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長 職員課長でございます。それでは、「議案第3号 尼崎市教育委員会の権限に属する 事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」及び「議案第4号 尼 崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更する協定に

ついて」につきまして、一括してご説明いたします。

改正内容の説明の前に、まず、本日改正及び変更を提案させていただきます「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定」につきましてご説明いたします。例えば、市外から市内への転居の場合、市民課やサービスセンターの窓口へ転入届を提出しますが、その際、窓口で就学通知書の発行を受けます。この就学通知書の発行は、教育委員会が所管する事務ですが、「市長の補助機関である職員」である市民課やサービスセンターの職員が事務を行います。このように、事務を効率的に行う観点などから、教育委員会が所管する事務を市長の補助機関である職員に行わせる必要がある場合、これを市長の補助機関である職員による補助執行として、補助執行させる事務や補助執行させる職員を「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」で定めるとともに、市長と教育委員会との間で「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定」を締結し、この協定で補助執行させる事務を定めております。

続きまして、これら訓令と協定を改正する理由につきまして、ご説明いたします。 園田体育館、立花体育館及び教育総合センターに関する事務の一部を市長の補助機関 である職員に担わせておりますが、地方自治法第 180 条の7の規定に基づく補助執行 に係る規定等の整備がなされていなかったため、今般整理しようとするものです。具 体的に申しますと、園田体育館は、元々園田公民館との複合施設であり、教育委員会 の一部門である園田公民館が園田体育館部分も含めた施設全体を管理しておりました が、平成31年4月、園田公民館が園田西生涯学習プラザとなり、市長事務部局へ移管 され、以後は、園田地域振興センター地域課が、園田体育館部分も含めた施設全体を 管理しております。立花体育館は、元々教育総合センター、障害福祉施設との複合施 設であり、教育総合センターが立花体育館部分も含めた施設全体を管理しておりまし たが、平成 28 年度に教育総合センターが現在のひと咲きタワーに移転し、そのあとに 教育委員会事務局が入ったことにより、庁舎管理課が、立花体育館部分も含めた施設 全体を管理しております。教育総合センターは、平成 28 年度に庁舎管理課が管理して いるひと咲きプラザ内のひと咲きタワーに移転しております。本来であれば、それぞ れ、移管あるいは移転した時期に訓令及び協定を整理すべきところですが、できてお りませんでしたので、この度、これらを整理しようとするものです。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。はじめに、「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令」についてです。お手元の資料の37ページをお開きください。そちらに「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程」の新旧対照表を掲載しております。まず、第2条のところです。先ほど申しましたとおり、園田体育館は園田地域振興センター地域課が、立花体育館及び教育総合センターは庁舎管理課がそれぞれ管理しておりますことから、それぞれの所管局である総合政策局及び資産統括局の職員を補助執行させる職員として追加するものです。これに伴いまして、第3条として、総合政策局の職員に補助執行させる事務の内容及びその事務処理の定めを、第4条として、資産統括局の職員に補助執行させる事務の内容及びその事務処理の定めを追加いたします。

次に、「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更 する協定」についてです。お手元の資料の41ページをお開きください。そちらに「尼 崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定書」の新旧対照表を掲載しております。第4号及び第5号として、教育総合センター及び社会体育施設の維持管理に関する事務で特に必要があると認められるものを、市長の補助機関である職員に補助執行させることができる事務として追加しております。これらの訓令及び協定は、令和2年2月1日から実施する予定としております。以上で「議案第3号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」及び「議案第4号 尼崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協定の一部を変更する協定について」についての説明を終わらせていただきます。事務の不手際で規程整理が大変遅くなり申し訳ございません。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員
これまでは教育委員会と市長部局とが共同で事務を行っていたのか。

職員課長 園田体育館はもともと園田公民館と併設でしたので、教育委員会の組織であった公 民館が一括で館全体の維持管理を行ってきましたが、市長部局に公民館が移管したこ とから、その際に整理すべき事案でした。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第3 号」及び「議案第4号」を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第3号」及び「議案第4号」を原案のとおり可 決いたしました。

> 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島 企 画管理課長。

企画管理課長でございます。「教育委員会1月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、44ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。1月6日には教育委員会仕事始め式が、17日には 令和元年度「1·17 は忘れない」地域防災訓練がございました。

次に、学校教育関係でございます。学校園の始業式につきましては、小学校・中学校・高等学校・あまよう特別支援学校は9日に、幼稚園は14日に行われました。

続いて、社会教育関係でございます。1月12日には阪神地区都市対抗駅伝競走大会が、13日には成人の日のつどいがございました。

最後に、2月の主要行事予定表でございます。周年行事につきましては、2月2日

に尼崎市立図書館100周年記念式典が中央図書館でございます。また、11日に尼崎武庫ライオンズクラブ結成40周年記念式典が都ホテルで行われます。2月21日から3月24日まで2月市議会定例会が開催される予定で、3月5日から6日までは代表質疑が、16日から17日までは総括質疑がございます。また、2月27日に文教委員会があり、3月9日には文教分科会が開催される予定です。第5回教育委員協議会につきましては、2月3日13時からを予定しており、2月定例会につきましては、25日16時から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長

報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

私から補足で報告いたしますが、先般出席した中核市教育長会で人事権移譲プロジェクトがあり、人事権を中核市に移譲するかどうかの議論を行っている。兵庫県の場合、本市や神戸市、姫路市、西宮市などがあり、先生を取り合う状況になる可能性があるので、純粋には人事権が移譲されても喜べない。一方で、奈良市や松山市などのその県に他の中核市が競合していない場合は、人事権の移譲を強く主張している状況で、中核市のなかでも意見がバラバラで、当面様子をみることになりました。

礒田委員

財源基盤が乏しい中核市もあるかと思うが、人事に係る財源はどうなるのか。

松本教育長

人事権が移譲されるとしたならば、人事権と財源はセットで移譲となるかとは思う。 採用に係る試験問題作成など人事に係る細かい経費については自治体の負担となるか と思う。

また、先般出席した阪神7市1町教育長協議会で議論となりましたのが、国で ICT に係る補正予算が計上され、それを活用すべきかどうかが各市・町の課題となっている。補正予算で計上された補助金を活用するための条件に、児童・生徒1人に PC1台を配布することが前提となるので、本市においても課題となっている。

礒田委員

補助金を活用して児童・生徒1人にPC1台を配布したところで、維持管理や更新などに係る費用が今後生じるなど慎重に対応しなければならないということですね。

松本教育長

そのとおりです。例えば、小学1年生全員にPCを配布してどうするのかなどの議論を行い慎重にすすめなければならない。ただ、阪神7市1町間で尼崎市だけ児童・生徒1人にPC1台の配布が行われていないという状況になるのも問題であるので、各市町の動向もみなければならない。

その他にも阪神7市1町教育長協議会で、不登校の子どもがフリースクールに通う際に、どういう場合に出席認定するのかという議論がありました。フリースクールに通うだけではなく、どれだけ勉強したのかを図る基準が必要であるという意見や出席の記録などの教育的配慮の側面が大きいので、基準を厳密に決めなくとも子どもの状況に応じて認定すればよいという意見もありました。

松本教育長

他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」 に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~~~~以下 議事の大要は非公開とする~~~~~~~~

(議事を再開いたします)

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、尼崎市教育委員会1月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会1月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時13分、教育長は閉会を宣 した

尼崎市教育委員会1月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。